

新稲毛ガーデンタワー緑化協定

第1条（目 的）

この協定は、私達団地内を緑化することにより、団地内の美観風致を向上し、緑豊かな、安らぎのある場所となし、やがて高洲地区がみどりに囲まれ、鳥の舞う街となり、住環境を快適なものにすることを目的とする。

第2条（名 称）

この協定は、新稲毛ガーデンタワー緑化協定（以下「協定」という。という。

第3条（協定の締結）

この協定は、都市緑化保全法（昭和48年法律第72号 以下「法律」という。）第20条の規定に基づいて締結するものとする。

第4条（協定区域）

協定の対象となる区域は、別紙図面に表示する千葉市高洲（新稲毛ガーデンタワー管理組合（以下「管理組合」という。）の管理する敷地内全域とする。

第5条（協定の効力）

この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して、

1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（法律第14条に規定する土地所有者等をいう。）が存することとなったときから効力が発生することになり、このとき以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものである。

第6条（緑化に関する事項）

- （1） 第1条の目的を達成するため、土地所有者等は、その所有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化につとめるものとする。
- （2） 植える木は、団地内の緑を豊かにするばかりでなく、近隣的环境保全に役立つことが必要であるため、それに適する樹木を次のものから選び、植栽することとする。

① 花または葉を楽しむ木

ウメ、サクラ、ツバキ、サザンカ、サルスベリ、モクレン、コブシ、モミジ、サンゴジュ、モクセイ、ツツジ、サツキ、ジンチョウゲ、アジサイ、クチナシ、バラ、ヤマブキ、アベリヤ等。

② 実のなる木

カキ、モモ、スモモ、イチジク、ナツメ、ビワ、ブドウ、アンズ、ザクロ、リンゴ、ナシ、クリ等。

③ 鳥が寄ってくる木

モッコク、ウメモドキ、ナンテン、ピラカンサス、ヒサカキ、クロガネモチ、マサキ、ヤツデ、アオキ、カクレミノ、ツゲ、グミ等。

④ 景観を良くする木

マツ、シイ、カシ、モチノキ、タイザンボク、スギ、ヒバ、
ケヤキ、イチヨウ、ニセアカシヤ、カイツカイブキ、
マテバシィ、ウバメガシ等。

第7条（植栽樹木の保護及び管理）

- （１） 協定者は、緑の環境の恵みを充分享受できるよう、植栽した樹木を良好に保護するよう努めなければならない。
- （２） 植栽した樹木の病虫駆除、施肥、剪定等の樹木の保護及び育成にかかる管理は、管理組合に委任するものとする。
- （３） 植栽した樹木が、増改築その他工作物の設置等の支障となる場合は、原則として、移植するものとし、枯損した場合には、補植する。

第8条（協定の有効期間）

協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

第9条（協定の変更及び廃止）

協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2. 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により

法による認可を受けるものとする。

第10条（所有地等の譲渡）

この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は、所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするものとする。

第11条（協定に違反したとき）

故意または重大な過失により、植栽した樹木等を伐採し、もしくは、損傷する等により、この協定に違反したときは、違反者に対して取り決めた事項の実施を求め、もしくは、原状に回復することを求める事ができる。違反者がこの求めに応じないときは、管理組合が違反者にかわってこれを行い、要した費用は違反者の負担とする。

第12条（協定書の保管）

この協定書は、当団地内管理組合の理事長が保管し、各協定者はその写しを保有するものとする。